



対象となる年代を
40歳代まで拡大



厚木市定住促進子育て世帯住宅取得支援事業補助金

厚木市内で戸建て住宅や分譲マンションを購入する際、**最大40万円**を補助します。



お問い合わせ 厚木市 都市みらい部 住宅課

☎046-225-2330

詳しくは市ホームページへ▼

厚木市 住宅 補助

検索



厚木市定住促進子育て世帯住宅取得支援事業補助金

新たに厚木市内で住宅を取得する子育て中の世帯に対し、住宅取得費用の一部を補助します。

補助対象世帯 ※すべて満たすことが必要

- 世帯主又はその配偶者が50歳未満で、世帯に中学生以下の子がいる世帯(出生前である場合は、母子手帳で確認)
※補助対象住宅の所有権保存登記又は移転登記された時点における年齢
※世帯主及びその配偶者が40歳以上の場合は令和8年4月1日以降に所有権の保存又は移転の登記をされた世帯
- 補助対象住宅に3年以上居住予定の世帯
- 世帯員に外国人を含む場合は、永住権を有している世帯
- 厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金の交付を受けていない世帯

補助対象住宅 ※中古住宅は新耐震基準を満たしているもの

- 所有権保存登記又は移転登記をした市内の戸建て住宅又は分譲マンション

補助金額 基本額20万円(補助額最大40万円)

- 地域加算10万円(補助対象住宅が定住促進地域にある場合)

※定住促進地域

依知北地区・睦合北地区・荻野地区・小鮎地区・玉川地区・緑ヶ丘地区・森の里地区・毛利台1～3丁目・王子1丁目

- 在勤加算10万円(市内に在勤する期間が継続して1年以上の世帯員がいる場合)

申請期間

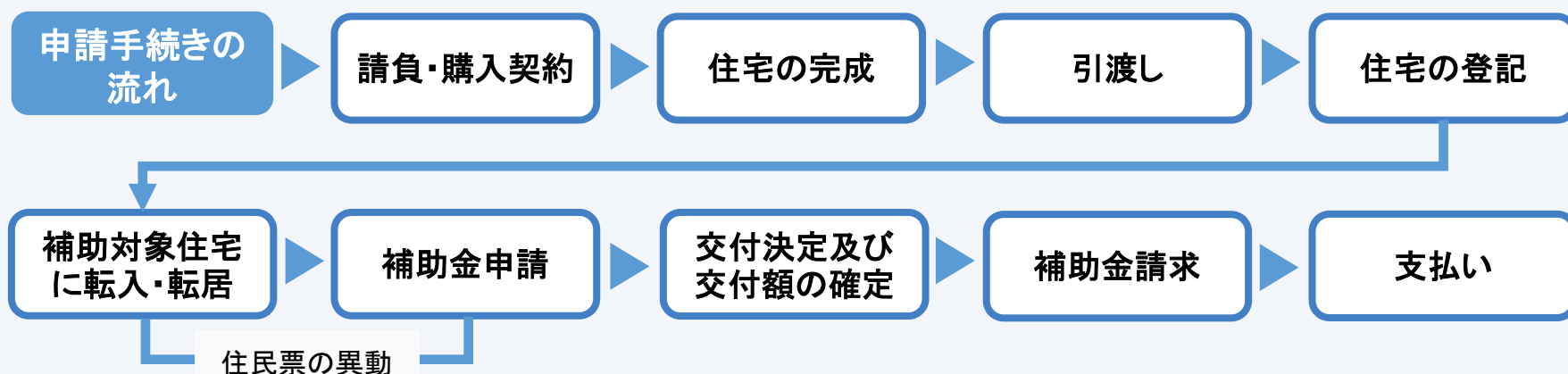
- 補助対象住宅の所有権保存登記又は移転登記の受付年月日の翌日から起算して6ヶ月以内

提出書類

- 補助金交付申請書
- 補助対象世帯に妊婦がいる場合にあっては、母子手帳の写し
- 補助対象住宅に係る登記事項証明書 ※横浜地方法務局厚木支局で取得可能
- 売買契約書又は建築工事請負契約書等、補助対象住宅の取得を証する書類の写し
- 補助対象住宅の位置図(住宅地図)及び平面図(間取図)
- 検査済証又は記載証明書の写し ※記載証明書は建築指導課で取得可能
- 市外から転入した場合にあっては、補助対象世帯員に前課税地での市区町村税の滞納がないことを証する書類(納税証明書又は完納証明書等) ※1月1日時点で満18歳以上の世帯員全員分必要
- 取得した住宅の写真(住宅の全景)
- 在勤加算に該当する場合は、就労を証する書類

申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添えて住宅課窓口へ提出してください。
申請書は、住宅課窓口配布のほか、市ホームページからダウンロードできます。
なお、提出書類は返却いたしませんので、ご注意ください。



お問い合わせ 厚木市都市みらい部住宅課
☎046-225-2330 〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階